

記載例

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

予期せず収入の減少した場合、✓を記入してください。収入の減少が定年退職や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかでない場合、本給付金の対象とはなりません。

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒に御

1 下記にチェック(☑)してください。
☑ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相

2 申請書の「2 申請する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

Table with columns: (フリガナ)氏名, 左欄の者が扶養する者の数, 令和4年度住民税課税状況, 障害者控除等の適用, 収入の減少があった年月, 任意の1箇月の収入⑤ (給与収入[A], 事業収入又は不動産収入[B], 年金収入[C]), 年間収入見込額[D] × 12, 非課税相当収入限度額⑦. Includes handwritten annotations and callouts.

・⑥ ≤ ⑦となれば、給付対象となります。
・⑥ > ⑦の場合、裏面の「3 年間所得により申し立てる場合」についても記入してください。

・直近の家計状況に基づき判定をするため、申請月に可能な限り近接した月を選定してください。

令和4年度住民税における取扱いに応じて判定します。

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。
② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
④ 「収入の減少があった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1箇月の月を記入してください。
⑤ 「任意の1箇月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1箇月の収入を記入してください。

Table with 2 columns: 収入種別 (給与収入, 事業収入又は不動産収入, 年金収入) and 説明 (※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

Table with 2 columns: 扶養している親族の状況, 非課税相当収入限度額. Includes rows for single, spouse+1, spouse+2, spouse+3, spouse+4, and disabled/minor/widow/sole parent.

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2 申請する世帯の状況」に記載した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	非課税相当 所得限度額 ⑫
		年間収入 見込額 ⑥	給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑥-(⑧+⑨+⑩) ⑪	
1	ヒガシオウミ タロウ 東近江 太郎	1,800,000 円	0 円	750,00 円	0 円	1,050,00 円	1,108,000 円
2	ヒガシオウミ タロウ 東近江 花子	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3	ヒガシオウミ モミジ 東近江 もみじ	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4							
5							

⑪ ≤ ⑫となれば、給付対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、御記入ください。

- ・ [A] × 12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ・ [A] × 12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10万円
- ・ [A] × 12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8万円
- ・ [A] × 12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ・ 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12箇月相当額を御記入ください
- ・ 帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、御記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- ・ 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - ・ 60万円超130万円未満 → 60万円
  - ・ 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
  - ・ 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- ・ 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - ・ 110万円超330万円未満 → 110万円
  - ・ 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
  - ・ 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、御記入ください。

年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫「非課税相当所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用